

## 1 お泊りデイサービスの概要

■サービスの最低限の質を担保するという観点から、H27.4.30 国が指針を規定

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」

■指針の概要

①サービス概要：指定通所介護事業所が、営業時間外にその設備を利用し、当該通所介護利用者に必要な介護などの日常生活上の世話を夜間に介護保険制度外のサービスとして提供

②届出制：利用者保護の観点から指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障がないかを指定権者（市又は県）が適切に判断できるよう、お泊りデイサービスの実態を把握するため導入

③対象者等

- 利用者・家族の状況から、一時的に居宅生活に支障がある者
- 緊急時又は短期的な利用に限る
- やむを得ない事情により連続利用が予定される場合、ケアマネ等と密接に連携し、他の介護保険サービス等への変更も含め、事情に応じたサービス提供を検討

## 2 宇部市の届出状況等

■年度別届出数

H27:3、H28:1、H29:1、H30:1、R2:1、R3:3、R4:1 計11箇所

■これまでに8箇所廃止

■R7. 10. 1時点で、3箇所14名定員に11名程度の利用

## 3 お泊りデイサービスの課題

■介護保険制度外のサービスで、指針は示されているが管理権限がなく、利用者の安全と適切なサービス水準の担保等の把握が難しい

## 4 前回開催時(R7. 2. 13)の意見交換

【市】R7年度から、当面の間、指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用したお泊りデイサービスを認めない取り扱いとすることを検討

【委員】ある事業所の良い取組が全国に広がったものであり、利用者の安全を確保したうえでこのサービスが残ることを期待している。

【委員】家族の希望、経済的な要因も背景にある中で、お泊りデイサービスを認めない方針とすることには再検討が必要ではないか。

## 5 今後の対応

■「4」を踏まえ、「認めない方針」を見直し、届出があった場合は受理することとする。  
R7. 11からお泊りデイサービスを行う地域密着型通所介護事業所を市ウェブサイトで公表し、利用者が選択できる環境整備を進めた。